



社協だより

社会福祉法人 木曾町社会福祉協議会
長野県木曾郡木曾町日義1600番地1
TEL0264-26-1116 FAX0264-26-2073



E-mail : info@kisomachi-shakyo.or.jp HP : <http://www.kisomachi-shakyo.or.jp>

9月号

令和3年9月24日発行

木曾福島支所	福島6305番地	24-3777
日義支所	日義1600番地1	26-2283
開田支所	開田高原末川2797番地	42-3388
三岳支所	三岳6311番地	46-2117

地域住民の助け合い「災害ボランティア活動」



令和3年8月13日から断続的に降り続いた大雨により、木曾町においても土砂災害や浸水被害が発生しました。

木曾町社会福祉協議会では、被災された地域の方々の要望により、8月28日(土)と29日(日)の2日間で、広報で募集した町内の皆さんにボランティアとしてご協力いただき、地域住民の助け合いとして「災害ボランティア活動」を行いました。

両日とも気温30度を越える猛暑日でしたが、総勢64名のボランティアが、主に高齢者世帯のお宅を中心に、自宅周りに堆積した泥の掻き出し作業を行い、予定していた作業を終えることができました。



ボランティアの皆さんの「被災された方々が少しでも早く元の生活に戻って欲しい」という想いや全員一丸となって作業を行なった姿に、被災された地域の方々からも「高齢の方が多く、なかなか手を付けられずにいたのでとても助かりました」と感謝の言葉をいただき、今回の活動の大切さを改めて感じました。

ご協力いただいたボランティアの皆さんには、心より感謝申し上げます。

今回の活動は、限られた地域での限られた作業内容となりましたが、木曾町社会福祉協議会では引き続き災害時のボランティア活動について学習を深めるなど、お困りの方への要望に少しでも寄り添っていけるよう取り組んでいきたいと思っております。



令和3年8月豪雨災害 義援金募集のお知らせ

長野県共同募金会では、令和3年8月の大雨により被災された方々を支援することを目的に災害義援金の募集を行っています。

お寄せいただいたご寄付は、全額被災者へのお届けとなります。皆様のあたたかいご支援とご協力をお願いいたします。

<受付期間>

令和3年8月27日～令和4年3月31日

<義援金の受け入れ>

【振込先】

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
八十二銀行	本店営業部	普通預金 1262041	シャカイフクシヤクニナカノケンキョウホキョウカイ 社会福祉法人長野県共同募金会
ゆうちょ銀行	00190-9-588413		ナカノケンキョウホキョウカイレイワ3ネン8ガツオオアメサカイ 長野県共同募金会令和3年8月大雨災害 キョウインキン 義援金

※八十二銀行本店・各支店の窓口、ゆうちょ銀行の窓口からの振込手数料は無料です。

※上記以外の銀行からの振り込みやATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料になります。

<義援金の配分>

長野県共同募金会で受け入れた義援金は、その全額を長野県災害対策本部に拠出され、長野県が設置する「令和3年8月大雨災害義援金配分委員会」を通じて、被災者に配分されます。

直接的な支援のほか

寄付も大切なボランティア活動です！

事業所紹介 障がい者就労継続支援B型事業所「ともえの家」

障がい者就労継続支援B型事業所「ともえの家」では、公共施設の清掃作業の他、自主製品の製作など、通所されている方お一人おひとりの個性を尊重しながら各種就労活動に取り組んでいます。主な自主製品は、再生クラフトバンドを利用したバッグ・小物を中心に、ひのき素材のアロマプレート、しおり、パスタメジャーなど。この他にも、防寒着の「ねこ」をはじめ各種手芸品も多彩に取り組んでいます。いずれも、木曽福島・日義それぞれの道の駅でお買い求めいただけます。また、注文販売やご要望に応じて、敬老会や謝恩会等の記念品等の受注生産も請け賜りますので、気軽にお問い合わせください。

木曽町日義 2638 番地

ともえの家 ☎0264 (26) 2920



★★★心配ごと相談所開催のお知らせ★★★

日時：令和3年10月13日（水）13:00～16:00まで

場所：（誤）木曽郡民会館 → （正）日義 農村環境改善センター

主な相談内容：法律相談(司法書士)・心配ごと相談(日義地区民生委員)・行政相談・人権相談

◎法律に関する相談については、予約が必要となります。

法律に関する相談を希望される方は、10月12日（火）までに、お申し込みください。

また、木曽町社協では、松本弁護士会をはじめ、民生委員、行政相談委員、人権擁護委員、まいさぼ木曽と連携しながら、相談所以外でも相談を受け付けます。

お詫びと訂正

配布した社協だよりに誤りがありました。以下のとおり訂正し、謹んでお詫び申し上げます。